

仙台市立幸町中学校いじめ調査委員会設置要項

平成27年4月27日 校長決裁

1 設 置

本校で発生した生徒のいじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合等（以下「重大事態」という。）において、その事実関係を調査することにより、適切な対処及び再発防止に資するため、仙台市立幸町中学校いじめ調査委員会（以下、「調査委員会」という。）を設置する。

2 構 成

調査委員会は、次のメンバーにより構成する。

… 「校長、教頭、主幹教諭兼教務主任、副教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、学年主任、学級担任、養護教諭、学校評議員、PTA本部役員、管理校医」

※ 教職員については、必要に応じて校長がメンバーを追加する。

3 活動内容

調査委員会は、次の事項について調査・検討を行う。

- (1) 重大事態の事実関係の把握に関すること
- (2) 重大事態の原因の調査に関すること
- (3) 適切な対処及び再発防止に向けた対策に関すること
- (4) その他、校長が必要と認める事項に関すること

4 委員長・副委員長

- (1) 調査委員会の委員長は校長が、副委員長は教頭が務める。
- (2) 委員長は調査委員会を代表し、会務を総括する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときにその職務を代理する。

5 会 議

- (1) 調査委員会の会議は、委員長がこれを招集し、議長となる。
- (2) 調査委員会の会議は、委員の過半数の出席により開催する。
- (3) 会議は非公開とする。
- (4) 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明もしくは意見を聴き、又は資料を提出させることができる。

6 守秘義務

委員は、職務上知ることができた秘密を他に漏らしてはならない。委員を退任した後においても同様とする。

7 調査結果

- (1) 校長は、調査結果を尊重し、適切な対応策を講じるものとする。
- (2) 校長は、調査委員会の調査結果を教育長に報告するものとする。